

令和5年度
商人塾支援事業

公募要領

令和5年4月3日～令和5年9月末日

(株)全国商店街支援センター

目次

令和5度 商人塾支援事業について	2
1. 事業概要	4
2. 事業のながれ	6
3. 応募について	7
4. その他留意事項	11

令和5度 商人塾支援事業について

新型コロナウイルス感染症の影響により商環境が一変し、商店街を取り巻く環境も大きく変化しており、先の見通せない状況が続いています。

かねてより少子高齢化などの様々な課題を抱えている地域社会において、商店街は地域の生活者を支えるため商品・サービスなど利便性を提供する場であるとともに、地域資源の活用や文化の伝承のための情報発信・交流など地域コミュニティのプラットフォームとしての機能が求められています。

株式会社全国商店街支援センター(以下、「支援センター」という。)では地域の活気を取り戻すため、商店街が主体となって多様な課題に向き合い共有し、地域の結びつきを強め、課題解決・地域の活性化に向けた次世代リーダーを発掘・育成する商人塾の開催を支援します。本事業は委託事業として商店街支援組織等が作成したプログラムに基づき、専門家や実践者による座学研修や現地視察、意見交換などを行っていただきます。

<商人塾支援事業のポイント>

▶オリジナルの研修カリキュラムで実施できます！

商店街や地域で取り組みたいテーマについて、自由に研修カリキュラムを組み立てることができます。また複数講師による多彩な内容の座学研修が実施できます。

- ①最小全3回(内1回は意見交換会)からの自由な研修カリキュラムで実施可能
- ②応募事業者は地域・商店街との連携強化を図ることができます。

▶現地調査研修による学びの実践！ ※オプション

先進的な活動に取り組む商店街等の視察カリキュラムも選択できます。

▶リモート(オンライン)研修の実施も可能！

通常の見学研修に加えリモート(オンライン)による研修の実施も可能です。多忙な塾生の時間的な負担を軽減し、参加しやすい研修環境で開催が可能です。

※リモート研修に必要な機材等の貸出をご希望される場合はお問い合わせください。

商人塾のコンセプト

商店街・地域の課題をみんなと共有したい！



課題解決・活性化に向けた



←リーダー発掘

ネットワーク構築▶



(研修 全3回～全8回)



1. 事業概要

地域の課題・ニーズ等商店街を取りまく現況の把握、商店街活性化のための実践的なノウハウの習得、商人として必要な企業家精神・個店の魅力アップのための研修等を委託事業として取り組んでいただきます。

(1) 塾生について

塾生は商店街関係者(以下、塾生①という)に加え、地域での幅広いネットワークづくり等、必要に応じて商店街活動に興味のある事業者、学生や地域住民等(以下、塾生②という)が参加できます。



(2) 「商人塾」のカリキュラムについて

研修回数は以下の内容で最小全3回から最大全8回までとします。

カリキュラムイメージ: 全5回実施の場合



講義：研修テーマに沿った担当講師による講義

研修：講師が行う講義と質疑応答・意見交換の組み合わせ

カリキュラム：各研修をまとめたプログラム全体

①講義・質疑応答・意見交換

研修テーマに沿った担当講師による講義と質疑応答

②意見交換会・マイプラン作成

③成果発表会・卒塾式

マイプランの発表、卒塾証書授与、コーディネーターによる総括などを実施します。

※オプションで現地調査研修の実施も可能です。

・1回あたりの研修の基本構成は、原則「テーマに合わせた講義」(60分)と「質疑応答・意見交換」(30分)の計90分とします。

※1回あたりの研修時間は1時間から2時間(30分刻み)とします。

(オプションの現地調査研修は除く)

※受託者(応募事業者)は各研修終了後、コーディネーターとともに研修内容の振り返りと次回研修に向けた打合せを行います。

・オンラインによる研修(リモート研修)の実施も可能です。



◆「コーディネーター」の役割

コーディネーターは「商人塾」の運営全体を管理する、本事業において非常に重要な役割を担っており、原則、受託者が担う業務となります。ただし、受託者が対応できない場合に限り、外部専門家など地域の状況に精通し、提出する「企画提案書」の内容を遂行できる方を選出してください。

◆「応募事業者(受託者)」の役割

契約締結から研修会場手配等、「商人塾」運営の事務的な業務を担当し、主に「商人塾」の運用面についてコーディネーターの業務をサポートします。

(3)「商人塾」実施期間

契約締結日から最終期限は原則として令和5年11月末日まで。

2. 事業のながれ

本事業は、応募事業者(「3. (1)申し込み可能な事業者等」を参照)が商人塾の目的に合わせて実施運営する委託事業です。ご提出いただく「企画提案書」(様式第5-1)の採択を経て、支援センターは応募事業者と業務委託契約を締結します。応募事業者は委託契約後に提出する「実施計画書」の内容に沿って「商人塾」を管理運営し、完了後の精算により、事業終了となります。



3. 応募について

(1) 申し込み可能な事業者(応募事業者)

商店街振興組合連合会、商店街連合会、協同組合、
商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、
一般社団法人、NPO法人等商店街支援組織

(2) 契約形態

業務委託契約

(3) 採択件数

3件 * 予定件数に達する等、予告なく早期終了する場合があります。

(4) 契約期間

契約締結日から最終期限は原則として令和5年11月末日まで。

(5) 委託費

上限 1,320千円(税込)

○研修回数による委託費の上限について(税込)

3回: 495,000円 4回: 660,000円 5回: 825,000円

6回: 990,000円 7回: 1,155,000円 8回: 1,320,000円

(6) 応募要件

- ・塾生①は、原則、商店街関係者 10 名程度以上の参加が見込まれること。
- ・本事業および組織運営を適切に行うことができ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたすおそれがないこと。
- ・特定の立場に偏らず、公平性・中立性が確保できること。
- ・本事業と応募事業者が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等が行えること。
- ・本事業の進捗に応じて随時、支援センターと連絡・連携、協議し、委託する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

- ・支援センターに対して、適宜、現状の進捗状況と課題を報告(提出書類を含む)できる体制が整っていること。
- ・応募事業者は対象地域と関わりが深く、対象地域・商店街を熟知していること。
- ・支援センターから提示された委託契約に合意すること。

＊申請における留意事項

- ・行政や中小企業支援機関等他の補助金・助成を活用している地域でも応募可能とします。ただし、他からの支援を受けている事業と類似又は重複した応募内容は受け付けません。
- ・また、他の補助金・助成を活用している場合は、本事業以外の委託・請負事業、補助金等とは明確に区分してください。
- ・支援センターの他の事業の支援を受けている場合には、採択された事業内容や事業費が重複することのないよう、明確に区分してください。

(7)提出書類

①申請書・企画提案書(様式第5-1)、体制図(様式第5-1 別紙)を指定の様式にて作成してください。

②その他

- ・応募事業者の概要および事業実績に関する資料(事業報告書等):1部
- ・応募事業者の過去2年分の財務諸表:1部

※商工会、商工会議所、中小企業団体中央会からの申請の場合は上記「事業報告書等」「財務諸表」のご提出は必要ありません。

- ・応募事業者が商店街組織でない場合、代表商店街の直近年度の事業報告書:1部

(8)申請書の提出期限

・令和5年9月末日

※株式会社全国商店街支援センター 商人塾支援事業担当宛に
メールまたは郵送にてお送りください。

※募集期間中、適宜受付ます。

*「商人塾研修」開始時期についてはご相談ください。

(9)送付先

株式会社全国商店街支援センター 商人塾支援事業担当

✉ syouninjuku@syoutengai-shien.com

〒104-0043 東京都中央区湊 1-6-11 ACN八丁堀ビル 4 階

☎ 03-6228-3061 Fax 03-6228-3062

(10)審査基準

■基本要件

[企画意図]

- ・応募事業者の課題が整理され、解決までのプロセスが明確になっているか。
- ・「事業終了後の方向性」は、カリキュラム内容との整合性が取れているか。

[専門性]

- ・コーディネーターは地域の状況、商店街組織、参加予定の塾生に関して一定の情報を有しているか。
- ・選定した講師が担当する研修テーマに対する知識・知見を有しているか。
- ・受託事業者が商店街の活性化に係る事業を過去に支援した実績があるか。

[実行性]

- ・当該事業における実施体制・連携体制が整っているか。
- ・本事業を実行する上で効率的なスケジュールとなっているか。
- ・事業費の工面、採算性等は、委託事業を遂行する上で支障はないか。

[公平性・中立性等]

- ・特定の立場に偏らず、公平性・中立性が確保できるか。

■事業要件

[継続性]

- ・過去の事業計画書等により組織の活動が確認できるか。
- ・継続した活動のための体制、資金等がととのっているか。

[推進性]

- ・本事業に行政や支援団体のサポートがあるか。
- ・各研修のねらいが明確であり、テーマに即しているか。

(11)採否の通知等

- ・本申請の採否結果は、文書で通知します。
- ・採択された応募事業者と商店街等の名称および、事業進捗状況、成果等について、弊社ホームページ等で公開することがあります。

事業開始および終了時期についてはご相談ください。

- * 募集期間内でも予定件数に達する等、予告なく募集を終了する場合があります。

提出書類はホームページからダウンロードできます。

<https://www.syoutengai-shien.com/support/merchant/>

4. その他留意事項

(1)申請した事業内容および計画内容の修正・変更等

やむをえない事情により修正・変更が発生する場合、速やかに支援センターに連絡を取り、承認を得てください。

(2)事業実施後(概ね5年間)の調査および取材への協力等

受託者(事業を受託した応募事業者)、コーディネーター、講師等には、事業終了後に支援センター、経済産業省・中小企業庁等が必要に応じ実施する実地調査、フォローアップ調査、会計検査等に係る協力や、収益納付に関する書類を提出していただくことがあります。

受託者、コーディネーター、講師、塾生等には、事業実施期間中および事業終了後に、支援センター事業PR等のために取材に協力し、資料を提供していただくことがあります。